

122 判事検事登用試験規則第五条による指定私立学校告示

(明治二十六年十二月)

十二月十四日

(注記2)

判事検事登用試験規則第五条ニ依リ私立学校ヲ指定ス

司法省告示

司法省告示第九十一号

判事検事登用試験規則第五条ニ依リ私立学校ヲ指定スルコト

左ノ如シ

関西法律学校 日本法律学校 東京法学院

独逸学協会学校 東京専門学校 明治法律学校

慶応義塾 専修学校 和仏法律学校

明治二十六年十二月十四日

司法大臣 芳川顕正

(朱書  
参照)

司法省令第十六号判事検事登用試験規則(明治二十四年五月十五日)抄録

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ

男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

- 一 官立学校及司法大臣ニ於テ指定シタル公私立ノ学校ニ於テ三年以上法律学ヲ修メタル証書ヲ有スル者

(注記1)  
「校正」「謄写」

〔公文類聚第十七編 明治廿六年 卷三十一〕 2A, 11, 663